



【提言】米原市公民館の在り方について（公民館 2.0）

～地域の学びの場、志縁がつながる「井戸端」空間創出に向けて～

平成 31 年 3 月

米原市社会教育委員会議

提言の全体イメージ（概要図）



※志縁…地域、世代、職業等に縛られず、志（思い）で結ばれる関係性のこと。

ここでは、様々な目的意識を持つ個人や団体等が共に課題解決に向かってつながっていくことを意図して使用。

目次

1 提言の趣旨	1
(1) 提言の背景と目的	1
(2) 提言に至る経緯と位置付け	1
(3) 提言の策定方法	3
2 公民館の役割、現状と課題	4
(1) 公民館の果たしてきた役割（歴史と沿革）	4
(2) 公民館を取り巻く状況	4
(3) 米原市の公民館の現状と問題点	5
① 利用者数	5
② 施設	6
③ 管理・運営	6
④ 講座・事業	6
(4) 米原市の公民館の課題	8
A 社会教育法や利用ルールによる心理的圧迫	8
B 施設の老朽化、維持管理経費の増加	8
C 講座の質的变化（地域の課題解決に資する講座の充実）	8
D 施設の「魅せる」化が不足（情報発信の多様化、多角化）	8
E 自治会との連携不足	8
F 人材確保の困難（施設を支える人材の継続的確保）	9
G 情報資源の活用不十分（施設に集まる地域情報の有効活用）	9
H 事業成果の評価のための指標整備の必要性	9
3 公民館 2.0 に向けた方針	10
(1) 基本的な考え方	10
(2) 基本目標と具体的な活用の方法（求められる役割と機能）	10
① 地域の人が集いやすい拠点【関連：課題 A・B】	10
② 地域を担う人材が生まれる豊かな学びの場の創出【関連：課題 C・D】	10
③ 人、団体がつながる場、頼れる拠点としての機能強化【関連：課題 E・F】	11
④ 地域の「井戸端」空間（複合的なまちづくりの拠点）【関連：課題 G・H】	11
(3) 将来展望：これによって実現される「将来像」	12
5 方針のスケジュール	12
6 参考資料	13
(1) 米原市公民館条例	13
(2) 社会教育法	17
(3) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）	18
(4) 県内の公民館・コミュニティセンターの設置状況（平成 29 年県生涯学習課調査）	19
(5) 社会教育委員会議関係資料（検討過程、委員名簿）	20

1 提言の趣旨

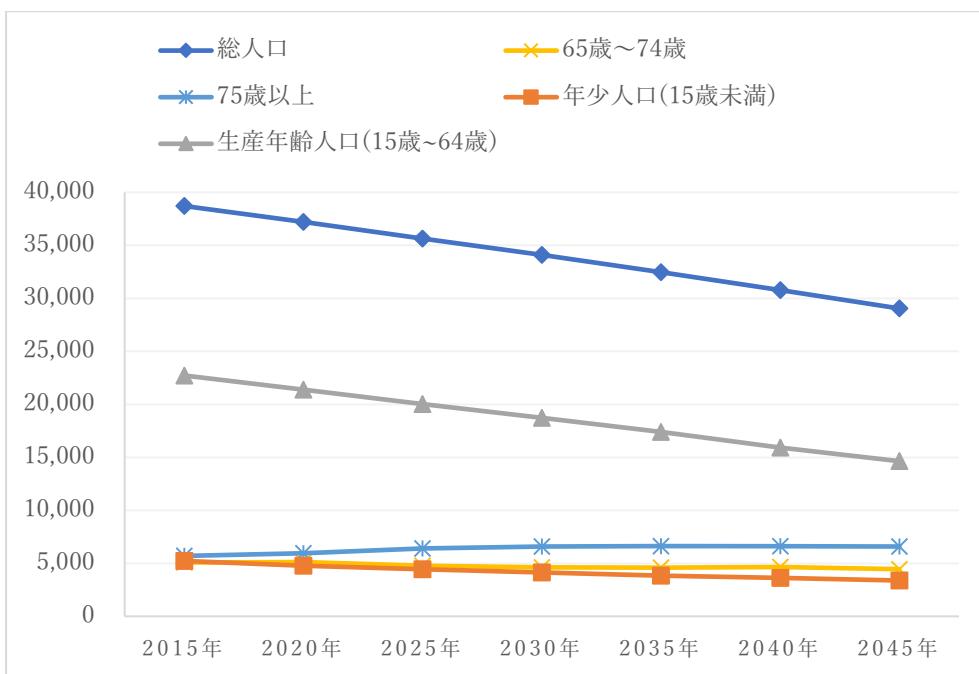
(1) 提言の背景と目的

○背景

単身・核家族化、少子・高齢化などにより地域の担い手不足が深刻化し、産業・就労形態の変化はこれに拍車を掛けています。この結果、地域の人間関係は希薄化し、コミュニティは疲弊しています。

Society5.0¹を標榜する高度情報化社会も背景として、市民のニーズは多様化・複雑化し捉えることが難しくなっている状況の下、未経験の人口減少社会を迎えるに当たって、地域の力を維持し、持続可能性を高めるための取組が全ての主体に強く求められています。

▼米原市の将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所：2015年は国勢調査実績値）



生産年齢人口と年少人口の減少が継続していくという推計になっています。

また、65歳から74歳の層についても微減傾向が継続し、75歳以上人口は、横ばいになる2030年まで微増傾向が続く推計になっています。

○目的

厳しい社会情勢の変化への対応に当たり、公民館は、市民や各種団体とのつながりを持ち、地域にとって最も身近な公共施設の一つであるため、コミュニティ構築の最適な場であり、同時に最前線であると言えます。

公民館の現状を再確認し、課題を抽出し、具体的な対策を講じることで、新たな姿を描き出し、開かれた、人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設を目指すことを目的とします。

(2) 提言に至る経緯と位置付け

○経緯（当方針に関係するものを抜粋）

¹ 狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱されました。

・平成 25 年（2013 年）3 月：社会教育委員会議提言書 公民館の在り方について（一部抜粋）

超少子高齢化、人口減社会にあって、勇気ある次の一步をいかにして踏み出せるか、新たな時代に合った企画運営や地域のコーディネーター役としての機能をいかに発揮していくかが問われており、従来の社会教育法に沿った公民館運営ではなく、新時代の指定管理者制度が必要と言えます。

従来の公民館運営では、地域ニーズに対応することは困難であり、戦略的に地域のまちづくりに資するコーディネート機能を持ち合わせる形こそ地域コミュニティから望まれる公民館の形ではないかと考えます。

その方法についてはコミュニティセンター化、あるいは全く新たな形の展開も含めて、行政において十分なる検討が必要ですが、市民・地域コミュニティからの期待と時代の要請に応えることを目指して必要な対応が求められています。

公民館を拠点として人々がつながり合い、地域が活性化し、米原市に愛着と誇りを感じることができることを願い、米原市社会教育委員会議から米原市教育委員会に対し提言します。

・平成 25 年（2013 年）9 月：市議会 第 3 回定例会（一般質問に対する答弁）

公民館につきましては、現在の機能を残しながら、社会教育法にとらわれない、新たな市民ニーズに沿うように利活用の範囲を広げ、使い勝手のよい施設にしていきたいとの考えであります。このことは、公民館機能がなくなるものではなく、収益性のある事業も実施できるなど、今の時代に即した機能拡充を検討しようとするものでございます

・平成 25 年（2013 年）10 月：公共施設再編計画（一部抜粋）

地理的条件を考慮し、当面は（ここには各地域名が入っています。）地域の地区公民館としますが、今後コミュニティセンターへの機能の変更を検討します。（外部評価：生涯学習機能は各地域に残す必要があります。）

・平成 29 年（2017 年）3 月：公共施設等総合管理計画（一部抜粋）

公民館（4 施設）は、地理的条件を考慮し当面は維持していきますが、将来的にはコミュニティセンターへの機能変更を図ります。

・平成 29 年（2017 年）9 月：市議会 第 3 回定例会（一般質問に対する答弁）

現在、各公民館では、指定管理者が専門性や経験を生かして、社会的活動や市民ニーズを捉えた多様な事業を行っており、市民の評価も高く、課題の解決にもつながっています。このような良い取組を残しながら、更に施設の活用を促進する目的の下、コミュニティセンターへの機能変更も、方策の一つとして調査研究を進めているところです。

・平成 29 年（2017 年）12 月：市議会 第 4 回定例会（一般質問に対する答弁）

市内の各公民館は、指定管理者が専門性や経験を生かし、地域の特性や市民ニーズを的確に捉え、創意工夫の下、多様な事業を効果的に行っており、市民からも高い評価をいただいております。

市としては、多様化する地域住民のニーズに柔軟に対応するため、公民館の社会教育の場としての

役割に加え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点として重要な施設であると考えています。

・平成 30 年（2018 年）3 月：市議会 第 1 回定例会（一般質問に対する答弁）

米原市としては、各公民館に生涯学習機能を集約し、その機能を核とした施設として、今後検討を進めてまいりたいと考えています。

コミュニティセンターに移行した場合も、指定管理者制度による施設の管理運営を行いたいと考えています。

・平成 30 年（2018 年）12 月：市議会 第 4 回定例会（一般質問に対する答弁）

多様化する地域住民のニーズに柔軟に対応するため、公民館の社会教育の場としての役割に加え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割を強化しつつ、より一層、地域住民と情報が自由に行き交う交流の場、学びの場となるよう、今年度中に方向性をまとめる検討を進めてまいります。

○各種計画等との関連（位置付け）

・平成 30 年（2018 年）12 月：中央教育審議会 答申（一部抜粋）

社会教育が「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の基盤としての役割を果たしていくことが重要であること、そのためには、社会教育自体が「開かれ、つながる社会教育」へと進化していくことなどが述べられています。（参考資料：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」参照）

・平成 29 年（2017 年）3 月：第二次米原市総合計画（一部抜粋）

公民館の社会教育の場としての役割に加え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割を強化するなど、地域に根ざした学びの場、活動の場としての振興を図ります。

・平成 29 年（2017 年）3 月：米原市教育大綱 第 2 期米原市教育振興基本計画（一部抜粋）

多様化する地域住民のニーズに柔軟に対応するため、公民館の社会教育の場としての役割に加え、地域づくりやコミュニティ活動の拠点としての役割を強化するなど、より地域に根ざした学びの場、活動の場としての検討を進めます。

・平成 29 年（2017 年）10 月自治基本条例推進委員会提案書（一部抜粋）

市民を含む様々な主体が持つまちづくりに関する情報が集まる拠点機能が市民のまちづくり活動活性化に必要です。

「つながり」「ひろがり」「多様性と柔軟性」「外部への発信」という 4 つのキーワードを基準とした機能を備え、開放的で居心地のよい環境の提供などにより、自由な交流と市民自ら楽しんでネットワークを生み出せるようなイノベーション拠点が必要です。

（3）提言の策定方法

・米原市社会教育委員会議（参考資料：「これまでの検討状況」参照）

本方針は、各方面の幅広い意見を反映させるために設置された学識経験者や関係機関、公募市民などから構成される「米原市社会教育委員」が作成しました。

具体的には、平成 29 年度から約 2 年の期間を掛けて、現状の把握、課題の抽出および方針原案の作成を行いました。

・公民館の指定管理者へのヒアリング

現場で運営する公民館の指定管理者の考え方や実際の状況を把握するため、モニタリング等の機会を利用してヒアリングを行いました。

・類似事例等の視察

長浜市まちづくりセンター、美旗市まちづくりセンターなどの現地調査に出向いて、先行事例について文献調査を実施しました。

2 公民館の役割、現状と課題

(1) 公民館の果たしてきた役割（歴史と沿革）

公民館は、敗戦の焦土の中で考案され、1946 年に文部次官通牒の告示、その後、教育基本法（1946 年）、社会教育法（1949 年）によって法的基盤が整えられ、今日に至ります。現在、全国に約 1 万 5 千館ほどの公民館が存在し、社会教育の拠点として活用されています。

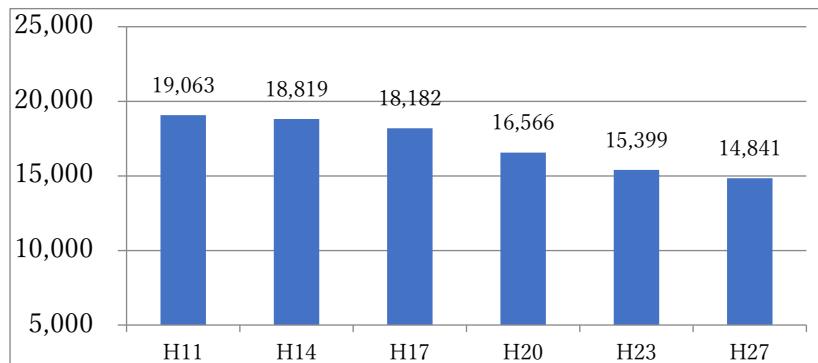
公民館は多様な学習の機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習したい気持ちに応える社会教育施設であり、また、地域社会の形成や地域文化の振興に貢献するなど、地域住民の日常生活に最も身近な施設としてその役割を果たしてきました。

(2) 公民館を取り巻く状況

○全国的な動向

戦後の社会で、人々に受け入れられ、住民生活との密接な関係のなかで、急速に広がった公民館ですが、平成の大合併、平成 15 年（2003 年）の地方自治法の一部改正による指定管理者制度の導入など、周囲の環境は大きく変化し、運営形態も多様化しています。

▼全国の公民館施設数（平成 27 年度社会教育調査）



平成 11 年と平成 27 年を比較するとマイナス 4,222 となっており、公民館の数は全国的に減少傾向にあります。市町村合併、行政改革そしてコミュニティセンターへの転用も施設数減少の大きな要因となっています。

(3) 米原市の公民館の現状と問題点

米原市の公民館は、旧町域ごとに 4 館あります。これらは米原市公民館条例に基づき設置され、社会教育法第 21 条に基づく公民館です。指定管理者制度により管理運営を民間団体が行っています。

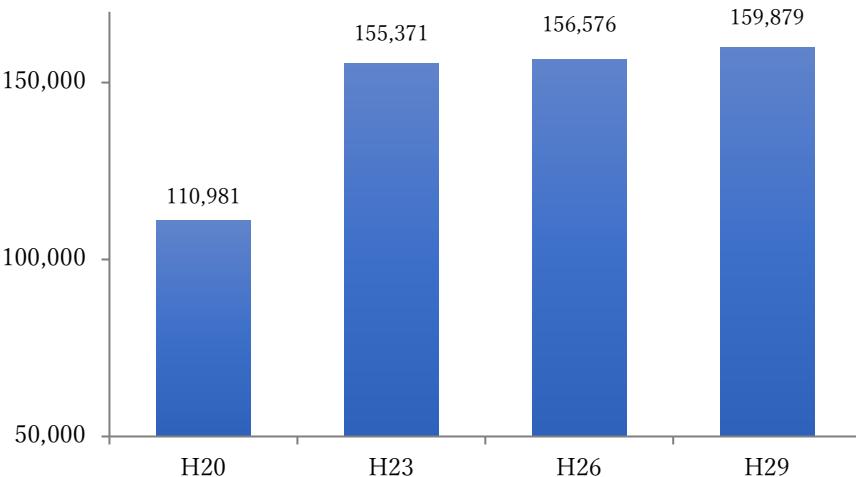
正式名称	位置	指定管理者 (H31.3 現在)
米原市山東公民館	長岡 3127 番地	特定非営利活動法人カモンスポーツクラブ
米原市伊吹薬草の里文化センター (米原市伊吹公民館)	春照 37 番地	公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団
米原市米原公民館	下多良三丁目 3 番地	特定非営利活動法人 FIELD
米原市近江公民館	額戸 1513 番地	特定非営利活動法人おうみ地域人権・文化・スポーツ振興会

① 利用者数

○現状

- ・利用者数は、市全体の人口が緩やかに減少する中、全体としては増加傾向にあります。
- ・全館を合計すると約 16 万人の利用者数です（リピーター含む。）。
- ・全館合計で平成 20 年と平成 29 年を比較すると、約 1.5 倍の増加です。

▼市内公民館利用人数の推移



○問題点

- ・人口が減少し続ける中で、利用者数をどのように維持、増加させていくのか。
- ・サークル等の活動があるが、グループができてしまって途中から入りにくく感じる側面がある。
- ・規制、利用ルールに対して圧迫感を感じている人もいます。
- ・社会教育法第 23 条が「もっぱら営利」を目的とした利用を禁止しており、コミュニティ・ビジネスなどの展開に心理的圧迫と不安感を与えています。

② 施設

○現状

- ・全ての公民館において、バリアフリー化がされています。また、耐震基準も満たしています。
- ・各施設とともに整備後20余年が経過し、老朽化しています。

▼市内公民館の建築年と面積

名称	山東公民館	伊吹薬草の里文化センター (伊吹公民館)	米原公民館	近江公民館
建築年	1977年(2001年)	1994年	1982年	1980年(2002年)
耐震性	問題なし ※耐震工事実施済	問題なし ※新耐震基準建築	問題なし ※耐震性能診断済	問題なし ※耐震工事実施済
面積	1,764 m ²	4,457 m ²	2,603 m ²	2,484 m ²

※()内は大規模改修年

○問題点

- ・老朽化により、施設・設備等の修繕箇所が増え、経費が嵩んでいます。
- ・利用形態が変化しているため、一部施設に使い勝手が悪い側面があります。
- ・部屋によって利用状況に偏りがあります(ホール、高階層の部屋などの利用が少ない)。

③ 管理・運営

○現状

- ・地域から持ち込まれる相談事などにも対応しています。
- ・市民から多くの地域情報が持ち込まれます。
- ・コーヒーの提供、ラウンジの環境整備など、居心地の良い空間の整備に努めています。
- ・玄関、トイレなどをはじめとして、館内の清掃、整理、整頓が徹底されています。

○問題点

- ・公民館職員の負担が多いという声があります(土日祝日の勤務も含めて)。
- ・ラウンジなどが整備されているが、くつろぎににくい面があります。
- ・集まった地域情報が生かしきれていません(主に所管部署での情報利用にとどまっています)。
- ・自治会との連携は限定期です。

④ 講座・事業

○現状

- ・講座運営の経費については、受講料で一定程度以上、補えています。
- ・講座の受講者が継続的な公民館の利用者になるという流れがあります。
- ・講座で学んだ内容を生かして地域で活動し、公民館事業にも参画するという流れがあります。
- ・情報化社会により「学ぶ」環境が進展して、質への欲求が高まっています。
- ・地域の公的な教育機関であると認識されています。

- ・生涯学習のお知らせ、公民館だより、伊吹山テレビは全ての施設が広報に利用しています。

▼平成 29 年度 公民館講座数、主な講座・事業

施設名	山東公民館	伊吹薬草の里 文化センター	米原公民館	近江公民館
主な講座・事業	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館講座 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども将棋教室 ・通学館 ・いけ花教室 ・ものづくり探訪 ・パン工房 ・パソコン講座 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館講座 <ul style="list-style-type: none"> ・草木染 ・薬草＆山野草を楽しむ講座 ・フラワー アレンジメント ・日曜ヨガ ・湖北センゴクセミナー ・親子ステップ教室 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館講座 <ul style="list-style-type: none"> ・親子で遊ぼう！ ・にこにこお話し会 ・こども造形教室 ・自然体験教室 ・民俗学講座 ・一日遠足 ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館講座 <ul style="list-style-type: none"> ・和太鼓教室 ・リトミック教室 ・学力アップ教室 ・料理・スイーツ教室 ・筆ペン・硬筆教室 ・手作り雑貨教室

○問題点

- ・要求課題²は満たしているが、必要課題³は満たしきれていない面があります。
- ・環境、防災、防犯、医療、福祉などの現代的課題への向き合い方を検討する必要があります。
- ・将来の不安解消につながる事業が求められています。
- ・広報について、ウェブなどの電子媒体の利用は施設により差異があります。

² 積極的に学びたいと思っているニーズのこと。

³ 自発的には学びたいとは思っていないくとも、避けて通ることができない社会的課題や問題となっていること。

(4) 米原市の公民館の課題

A 社会教育法や利用ルールによる心理的圧迫

社会教育法第23条は上位法で定義されていることや公の施設としてふさわしくないことに制限を加えることが趣旨であり、厳しい制限を課しているわけではありません。しかしながら、「もっぱら営利」を目的とした利用を禁止する項目などは、コミュニティ・ビジネスの展開などに心理的圧迫を与えるとともに、解釈の幅が広く運営上の負担を増やしています。そして、この法の解釈を積み重ねて多くのルールが作られてきたため、公民館が使いにくいというイメージの原因になっているという側面もあります。

また、公民館はリピート利用が多く、のこと自体は、住民ニーズを捉えられていることの証であります。しかし、人口減少社会にあっては、新規利用者の開拓が必要不可欠です。こういった面からも利用ルールを可能な限り緩和し、社会教育法を適用しない、新たな条例を制定し、周知していく必要があります。

B 施設の老朽化、維持管理経費の増加

公民館の目標使用年数は、平成29年3月に策定しました米原市学校施設長寿命化計画において、学校施設を普通の品質の鉄筋コンクリート造の建築物として目標使用年数を80年と設定しているため、同様の年数を想定しています。施設の整備計画を策定し、計画的な整備・改修により、経費の平準化、施設の長寿命化を図っていく必要があります。

このことは施設環境の改善にもつながり、集いやすい場としていくことにも必要な措置です。

C 講座の質的变化（地域の課題解決に資する講座の充実）

地域の特色を生かした講座をはじめ、住民ニーズ（要求課題）を敏感に捉えた事業が実施されています。しかしながら、地域の持続可能性を高める、必要課題を満たした講座はいまだ充実しているとはいえない。行政からの働き掛けも不十分であった側面があり、今後、改善していく必要があります。

D 施設の「魅せる」化が不足（情報発信の多様化、多角化）

生涯学習のお知らせ、公民館だよりの発行、伊吹山テレビのテロップによる広報は全ての施設が積極的に取り組んでいます。また、独自のネットワークを生かして、新聞、テレビ等のメディアを活用した情報発信を行っている施設もあります。一方で、ウェブサイト等のデジタル媒体における発信は施設による差異が出てきており、改善の余地がある分野です。また、成果発信（受講者の声、地域の課題を解決した事例など）は、公民館の「魅せる化⁴」にもつながるため、重点的に取り組んでいく必要があります。

E 自治会との連携不足

個人としてのつながりは形成されていますが、備品の貸出などで接点はあるものの自治会

⁴ 内なる魅力や成果を外に向けて発信すること。あるいは、発信できるように磨き上げること。

としての関わりは希薄化する傾向にあります。当市においては、まちづくり委員会の設立を推奨するなど、自治会を地域づくりの基礎単位として位置付けており、自治会との関係性を強化していく必要があります。

また、地域の団体についても、現段階においても連携事例がありますが、これを一層進めいくことで、地域の拠点としての役割を強化していく必要があります。

F 人材確保の困難（施設を支える人材の継続的確保）

利用時間、開館日数など、時代変化に併せた見直しが行われてきました。そのため、貸館がない日の開館など、職員の負担も多く、人材確保にも影響を与えています。併せて、地域の拠点施設となるためには、市民の関心を高め、愛着を持つ人を増やしていく必要があることから、公民館ボランティアなどの運営に参画する市民の組織化、育成などにも取り組んでいく必要があります。

G 情報資源の活用不十分（施設に集まる地域情報の有効活用）

公民館に多くの人、団体が訪れ、多種多様な情報が集まっています。しかしながら、情報連携の仕組みがないため、情報が十二分に活用されていませんでした。また、こういった情報の市民への還元も十分とはいえない状況であり、新しい利用者の確保などにもつながる取組として充実させていく必要があります。

H 事業成果の評価のための指標整備の必要性

現状においても評価指標は整備されていますが、ハード運営の視点が中心で、ソフト的な側面においては抽象的な内容になっています。

評価指標は、事業の目指すべき方向性、事業に期待する効果など、明確な目標を設定することで、取組の成果についてデータ等に基づく客観的な評価を行い、これに基づいた検証、新たな取組への反映を目的として設定されるものです。

具体的な内容を設定することで、事業において目指すところを常に確認することができ、結果について市民への説明責任を果たす上でも役立つため、詳細な評価指標の整備が必要です。

3 公民館 2.0⁵に向けた方針

(1) 基本的な考え方

これまでの「講座」と「貸館」を中心とした施設から、市民が自然と集まり、地域の未来を話し合えるような空間、地域の「井戸端⁶」的空間を創出します。

端的にいえば、「講座」+「貸館」に「地域の井戸端」としての機能追加を図るために公民館のバージョンアップ⁷を行います。

(2) 基本目標と具体的な活用の方法（求められる役割と機能）

① 地域の人が集いやすい拠点【関連：課題 A・B】

- ・社会教育法の適用を外し、老若男女を問わず、必要とした時にいつでも利用できるようにします。
- ・物品の販売が気軽に行えるなど、コミュニティ・ビジネスのチャレンジを応援します。
- ・親しみを感じ、若者をはじめ、地域の人が愛着を持てるような施設の愛称を募集します。
- ・統計的な分析を行える客観的なデータを収集する仕組みを整えます。
- ・目的がなくても滞在することができ、気兼ねすることのない場所を創ります。
- ・軽食や飲食ができ、予約なしで使えるフリーなスペースを造ります。
- ・飲酒など従来禁止してきた内容について、その是非を検討していきます。
- ・徒歩や自転車で集えるよう、事業実施とバス時刻表を合わせるなどの方法を模索します。
- ・使いやすい施設環境を整え、入りやすい雰囲気を創ります。
- ・施設に行く用事が増える機能の追加を検討します。
- ・障がいのある人など、全ての人に優しい環境を整えます。

② 地域を担う人材が生まれる豊かな学びの場の創出【関連：課題 C・D】

- ・生涯学習機能は、課題解決能力を高め、つながりづくりを促進する目的で向上させます。
- ・地域の特色、各施設の得意分野を生かした事業、講座を企画します。
- ・現代的課題（防犯、防災、環境、人口減少など）に結び付いた講座を企画します。
- ・地域の実情を把握している市民から地域の必要課題を把握し、企画に反映します。
- ・提示、啓発に留まらない、「解決」に結び付く学習を意識します。
- ・行政、施設職員等が集まって、地域課題を協議する機会を持ちます。
- ・自治会役員の性別が男性に偏っているという問題があります。女性の参画を促進します。
- ・地域の未来を担う子ども達を巻き込むような、思い出に残る企画を行います。
- ・地域の人がつながり、地域の愛着や誇りの形成につながる事業を実施します。

⁵ 従来の公民館をバージョン 1.0 とした場合の「進化」という意味で 2.0 とした。国においては、目指すべき未来社会の姿として Society 5.0 が提唱されるなど、表現方法として定着してきている。元々は、ソフトウェアやハードウェアのバージョン表記からきている表現。ここでは、2.0 にとどまらず、継続的に「進化」していくという意味も込めてい。

⁶ かつては、共同井戸に人が集い、水くみや調理などをしながら、雑談を通じて、地域の問題などが解決されていた。

⁷ ソフトウェアやハードウェアにおいて、新しい機能の追加やバグの修正、仕様の変更などにより改良や改善が加えられ機能が強化されること。

- ・事業の企画に市民が参画する仕組みを作ります。
- ・リカレント教育などの視点を生かし、サラリーマンなど、新しい利用者層を開拓します。
- ・空き部屋情報、活動団体の情報にアクセスできるようにするための環境整備を行います。
- ・広報フォーマットの統一など、情報発信のコストを抑え、頻度を上げる方法を模索します。
- ・事例紹介などを通じて、施設の相談機能を周知します。
- ・施設の持つ可能性、魅力などを浸透させます。
- ・活動に必要な情報を提供します（人の紹介など）。
- ・市外からも人が来る質の高い講座を提供することで、関係人口の増加につなげます。
- ・Facebook、Instagram、TwitterなどのSNSによる広報活動や情報伝達に取り組みます。

③ 人、団体がつながる場、頼れる拠点としての機能強化【関連：課題E・F】

- ・施設の広報と併せて、地域情報を掲載することで、地域を巻き込みます。
- ・各自治会の取組などを知ることができる情報コーナーを設置します。
- ・施設で育成された人材がコミュニティスクール⁸で活躍する仕組みを構築します。
- ・これまで施設と関わりが薄かった団体、行政部局との連携・協働を推進します。
- ・地域の枠にとらわれず、問題意識でつながる機会を創ります。
- ・市民協働事業、地域創造事業への応募団体の誕生に貢献します。
- ・リーダーとなる人材を育成、発見します。
- ・継続的な人材確保の視点からも施設の負担軽減など、待遇改善を模索し続けます。
- ・実態に合わせた利用時間、開館日数の見直しを行います。
- ・施設の運営に参画する人を育成する講座を開設します。
- ・利用者や市民が協力した運営体制を整備します。

④ 地域の「井戸端」空間（複合的なまちづくりの拠点）【関連：課題G・H】

- ・施設を通じて集まる「地域の生の声」「暮らしの実感」に基づく政策を形成します。
- ・施設と行政の間をつなぐ役割を持つ職員を設置します。
- ・地域の要望・課題を抽出、発見する役割を担います。
- ・施設から収集した広範な地域の課題、情報を各部署に提供します。
- ・地域の相談に応じて、人材発掘、マッチングを行います。
- ・行政が認識している課題を施設と共有し、協働で解決する方法を考えます。
- ・施設と協働での事業実施を推進します。
- ・自治会、まちづくり委員会との連携を強化します。
- ・若者の定着が地域の持続可能性を高めるとの問題意識を持ちます。
- ・施設の外に出て、地域の課題解決に市民と共に取り組みます。
- ・団体間の連携強化など、パートナーシップに基づくコミュニティの強靭化を志向します。
- ・事業成果の正当な評価のための指標を整備します（この内容を仕様書にも反映します。）。

⁸ 学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子ども達を育む仕組み。学校運営協議会制度

(3) 将来展望：これによって実現される「将来像」

短期的に目指すことは、社会教育法を外し、フリースペースを設置することにより「集いやすい拠点」となり、親しみのある施設の名前等を通じて、使いやすい施設としてのイメージが浸透することにより、既存の利用者が定着し新しい利用者層が開拓され、施設の利用者数が増加（安定化）することです。

中期的に目指すことは、このようにして集まった市民が「教え-学ぶ」関係を通じてつながり、学んだ内容を生かして自治会等の団体やコミュニティスクール等で活躍するという事例が生まれることです。

長期的に目指すことは、ここに集まる地域情報の高度活用により、地域の持続可能性を高める政策が構築されるなど、社会教育、生涯学習の枠にとどまらない、複合的な地域づくりの拠点が誕生することです。

最終的には、多様な人や団体が集い、学びを通じて自己の内発的動機と地域の課題を結び付け、つながり合いながら、地域に化学反応を起こし未来を創造していくための空間となります。

バージョンアップした施設は、「志縁⁹」がつながる居場所、新時代の「井戸端」、市民の幸福感を高める場として機能します。

5 方針のスケジュール

- ・2019年度末：条例の制定
- ・2020年度中旬：指定管理者の仕様書の提示、募集
- ・2020年度12月：指定管理者の決定
- ・2021年度4月～：地域づくりの拠点施設（仮称）管理運営開始

⁹ 地域、世代、職業等に縛られず、志（思い）で結ばれる関係性のこと。人と人の信頼関係に基づく社会構築を展望し、様々な目的意識を持つ個人や団体等が共に課題解決に向かってつながっていくことを意図して使用している。

6 参考資料

(1) 米原市公民館条例

(設置)

第1条 米原市は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称および位置)

第2条 公民館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
米原市山東公民館	米原市長岡3127番地
米原市伊吹公民館	米原市春照37番地
米原市米原公民館	米原市下多良三丁目3番地
米原市近江公民館	米原市顔戸1513番地

(事業)

第3条 米原市公民館(以下「公民館」という。)は、市民に対して法第22条に規定する事業を行うものとする。

(利用時間)

第4条 公民館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、米原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるとときは、これを変更することができる。

2 利用時間には、準備および原状復帰に要する時間を含むものとする。

(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるとときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は開館とする。

(2) 休日の翌日。ただし、日曜日、土曜日または休日と重なる場合は開館とし、その翌日以降最初の休日でない日を休館日とする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(職員)

第6条 公民館に法第27条第1項に規定する館長その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会の設置)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、それぞれの公民館に公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第8条 前条に規定する審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育および社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市民公募による者

3 委員が、前項各号に掲げる者に該当しなくなった場合または特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、これを解嘱することができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第10条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員が互選する。

2 会長は、会議を招集し、議長となり、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(利用の許可)

第11条 公民館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第12条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について使用の制限その他必要な条件を付すことができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

- (1) 法その他の法令に反するおそれがあるとき。
- (2) 建物または付属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において不適当と認めるとき。

(利用の停止または取消し)

第13条 利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、利用の条件を新たに付し、もしくはこれを変更し、利用を停止し、または利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則または指示に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において必要があると認めるとき。

2 前項各号により、利用者において損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

(使用料)

第 14 条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額または免除)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める割合の使用料を減額し、または免除することができる。

(1) 市(市の行政機関および市の付属機関等を含む。)が主催または共催により使用するとき 免除

(2) 市内に住所を有する中学生以下の者(半数以上が市内に住所を有する中学生以下の者で構成された団体を含む。)が使用するとき 免除(冷暖房費および付帯設備を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上必要と認めるとき 市長がその都度定める額

(使用料の不還付)

第 16 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなったとき。

(2) 利用しようとする日の前日までに利用の許可の取消しの申出があり、還付に相当する理由があると認めるとき。

(利用目的の変更等の禁止)

第 17 条 利用者は、許可を受けないで利用目的を変更し、または利用の権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(利用後の整備)

第 18 条 利用者は、利用を停止されたとき、もしくは利用の許可を取り消されたとき、または利用を終わったときは、直ちに利用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第 19 条 利用により建物、付属設備等を破損し、または滅失したときは、利用者は、教育委員会の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは減額し、または免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 20 条 市長は、公民館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項および米原市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年米原市条例第 56 号)に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公民館の管理を行わせる

ことができる。

2 前項の規定により指定管理者に公民館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務の全部または一部とする。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) 公民館の施設および設備の維持管理に関すること。

(3) 公民館の利用許可に関すること。

(4) 公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第11条、第12条、第13条および第18条に掲げる業務(以下「管理業務」という。)の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により教育委員会が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条および第5条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第4条に規定する利用時間を変更し、または第5条に規定する休館日を変更し、もしくは臨時に休館日を定めることができる。

(指定管理者の管理の基準等)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例および規則を遵守し、適正に公民館の運営を行うこと。

(2) 公民館の施設および設備の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金)

第22条 市長は、第20条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、公民館の利用料金を当該指定管理者の収入として全部または一部を収受させることができる。

2 第14条の規定にかかわらず、前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に1.5を乗じて得た額を上限として、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに承認した利用料金を告示する。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、市長の承認を受けてこれを減額し、または免除することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(2) 社会教育法

第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(3) 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

（中教審第212号）平成30年12月

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

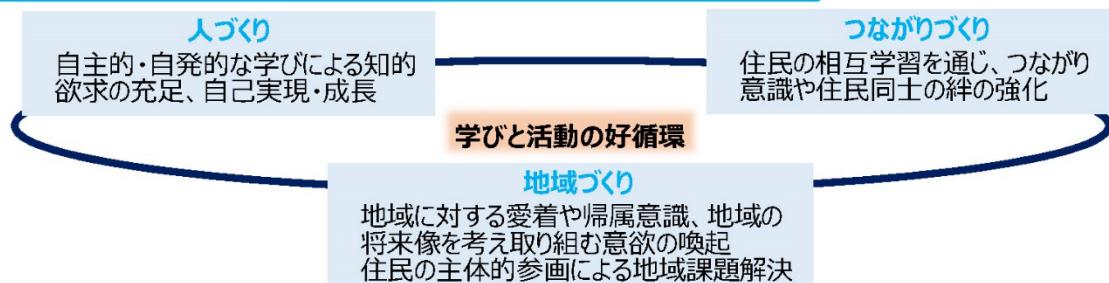
＜地域における社会教育の目指すもの＞

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが互い手として地域に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたって必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるよう方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

(4) 県内の公民館・コミュニティセンターの設置状況（平成29年県生涯学習課調査）

No.	市町名	設置数				管理運営内訳(上段:管理者 下段:主管課)			
		公民館		コミュニティセンター等	本館	公民館		公民館	類似施設
		本館	分館			本館	分館		
1	大津市	36	1	3	2	直営35館 指定管理者1館 生涯学習課	直営1館 生涯学習課	直営3館 自館	直営1館 指定管理者1館 自治協働課
2	彦根市	8				直営6館 指定管理者2館 生涯学習課			
3	長浜市			4	18			直営2館 指定管理者2館 市民活躍課・生涯学習文化課	直営10館 指定管理者3館 市民活躍課
4	近江八幡市	1			11	直営1館 生涯学習課			直営11館 まちづくり支援課
5	草津市				14				指定管理者14館 まちづくり協働課
6	守山市	8		1		直営8館 生涯学習課		直営1館 生涯学習課	
7	栗東市				9				直営9館 自治振興課
8	甲賀市	13				直営13館 社会教育課			
9	野洲市				7				指定管理者7館 協働推進課
10	湖南市			1	9			直営1館 生涯学習課	直営1館 指定管理者3館 地域創生推進課
11	高島市	6		1	7	直営6館 社会教育課		直営1館 社会教育課	直営6館 指定管理者1館 社会教育課・市民協働課
12	東近江市	14		1		指定管理者14館 まちづくり協働課		直営1館 歴史文化振興課	
13	米原市	4		1		指定管理者4館 生涯学習課		直営1館 生涯学習課	
14	日野町	8				直営8館 生涯学習課			
15	竜王町	1				直営1館 生涯学習課			
16	愛荘町	1		1		直営1館 生涯学習課		直営1館 生涯学習課	
17	豊郷町	1				直営1館 社会教育課			
18	甲良町	1				直営1館 社会教育課			
19	多賀町	1				直営1館 生涯学習課			
小計		103	1	13	77	直営 82館 指定管理者 21館	直営 1館	直営 9館 指定管理者 4館	直営 39館 指定管理者 38館
合計		104							

(5) 社会教育委員会議関係資料（検討過程、委員名簿）

■平成29年8月25日：「公民館・場・コミュニティ」を中心検討テーマとして採択。

■平成 29 年 10 月 27 日：地域コミュニティの理想像などについて、ワークショッピング方式で協議、整理



■平成 30 年 1 月 25 日：地域の拠点として公民館にどのような機能や役割が求められるかについて協議

■平成30年2月12日、2月18日：市内公民館を訪問し、状況調査を行うとともに、意見交換を実施

■平成30年6月21日：SWOT分析の手法を用いて、公民館の経営戦略を構想。



■平成30年9月25日:長浜市のまちづくりセンターを訪問し、状況調査を行い、意見交換を実施

■平成30年12月：ヒポート提出：地域の拠点としての施設が進むべき、あるべき方向性について

■平成31年1月23日：提言書作成に向けた全体的な議論を実施

■平成31年2月26日：提言書案の検討（書面）

■平成31年3月1日：提言書の最終検討

■平成31年3月18日：提言書の手交式



社会教育委員名簿

選出区分	氏名	備考
学識経験のある者	石河 美千子	
学識経験のある者	◎ 竹内 健二	
家庭教育関係者	日時 登美子	
学校教育関係者	大橋 武雄	米原市小中学校校長会（坂田小学校）
学識経験のある者	田中 一郎	ルッチまちづくり大学
社会教育関係者	西林 正夫	生涯学習インストラクター
公募市民	○ 大谷 章	
学校教育関係者	居林 明子	米原市立小中学校教員（米原中学校）
学校教育関係者	鹿取 和幸	
社会教育関係者	北沢 まゆみ	米原市スポーツ推進審議会
社会教育関係者	塙田 多佳子	米原市女性の会
公募市民	中西 太	

◎：委員長 ○：副委員長（敬称略、順不同）